

浜松市条例第 13 号

浜松市下水道条例の一部を改正する条例

第 1 条 浜松市下水道条例（昭和 37 年浜松市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（特定事業場からの下水の排除の制限）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定事業場から排除される下水に係る前 2 項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前 2 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する排水基準とする。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、環境省令又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（特定事業場からの下水の排除の制限）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定事業場から排除される下水に係る前 2 項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前 2 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する排水基準とする。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、環境省令又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。</p> <p>(2) （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 浜松市下水道条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p> <p>第 6 章 公共施設等運営権者による運営等</p>

第6章 雑則（第26条の2 第29条）

第7章 罰則（第30条 第32条）

附則

（使用料）

第14条 使用者は、別表により汚水の排出量に従い算出した額を使用料として納めなければならない。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（使用料算定の特例）

第15条の2 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における基本使用料については、当該使用日数により日割りで算定する。

2 前項の場合における従量使用料については、当該使用日数が30日を超えない場合にあってはその汚水の排出量をもって算定し、当該使用日数が30日を超える場合にあっては前条ただし書の規定の例により算定する。

（原状回復）

第26条 （略）

（第27条 第36条）

第7章 雑則（第37条 第40条）

第8章 罰則（第41条 第43条）

附則

（使用料）

第14条 使用者（西遠処理区における使用者を除く。）は、別表により汚水の排出量に従い算出した額を使用料として納めなければならない。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 使用者（西遠処理区における使用者に限る。）は、別表により汚水の排出量に従い算出した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から第31条第2項に規定する利用料金の額を減じた額を使用料として納めなければならない。

（使用料算定の特例）

第15条の2

月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における従量使用料については、当該使用日数が30日を超えない場合にあってはその汚水の排出量をもって算定し、当該使用日数が30日を超える場合にあっては前条ただし書の規定の例により算定する。

（原状回復）

第26条 （略）

第6章 公共施設等運営権者による運

## 営等

### (公共施設等運営権者による運営等)

第27条 管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。)第16条の規定に基づき、選定事業者(民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場(以下「指定施設」という。)に係る公共施設等運営権(同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

2 指定施設に係る公共施設等運営権者(民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。)が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 指定施設の経営に関する業務

(2) 指定施設の改築に関する業務

(3) 指定施設の修繕及び維持に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める業務

(公共施設等運営権者となることができない法人)

第28条 本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)となっている法人(主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第

67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。)は、指定施設に係る公共施設等運営権者となることができない。

2 本市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)若しくは委員又は管理者が役員等となっている法人(主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるもの限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)は、指定施設に係る公共施設等運営権者となることができない。

(選定事業者の選定の手続)

第29条 管理者は、指定施設に係る選定事業者として選定されようとする法人を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応じて指定施設に係る選定事業者として選定されようとする法人は、管理者の定めるところにより、指定施設の運営等(民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に関する提案書その他管理者の定める書類(以下「提案書等」という。)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による提案書等の提出があったときは、次に掲げる基準に照らして当該提案書等の内容を総合的に審査し、指定施設に係る選定事業者を選定するものとする。

(1) 指定施設の運営等に関する提案が当該

運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 前号の提案に沿った運営等を安定して行う人員、資産その他の経営の能力が公共施設等運営権の存続期間を通じて確保されていること又は確保できる見込みがあること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、指定施設の運営等が低廉かつ安定して行われるために管理者が必要があると認める基準

(指定施設の運営等の基準)

第30条 指定施設に係る公共施設等運営権者は、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、指定施設の運営等が低廉かつ安定して行われるよう指定施設の運営等を行わなければならない。

(利用料金)

第31条 使用者(西遠処理区における使用者に限る。)は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表により汚水の排出量に従い算出した額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に3割までの範囲内で管理者の定める割合を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。この場合における第15条、第15条の2、第20条及び別表の規定の適用については、第15条中「使用料」とあるのは「利

用料金」と、第15条の2中「従量使用料」とあるのは「従量使用分」と、第20条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同表中「使用料(1月につき)」とあるのは「利用料金(1月につき)」と、「基本使用料」とあるのは「基本使用分」と、「従量使用料」とあるのは「従量使用分」とする。

3 第18条の規定は、利用料金の徴収方法について準用する。

(利用料金の減免)

第32条 指定施設に係る公共施設等運営権者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(指定施設に係る原状回復の義務)

第33条 指定施設に係る公共施設等運営権者は、公共施設等運営権の存続期間が満了したとき又は民間資金法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消され、若しくはその行使の停止を命じられたとき若しくは同条第4項の規定により公共施設等運営権が消滅したときは、その運営等を行わなくなった指定施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第34条 指定施設に係る公共施設等運営権者は、その運営等を行う指定施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について管理者が定める額を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

## 第6章 雑則

(改善命令)

第26条の2 (略)

(手数料)

第27条 (略)

(使用料等の減免)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

第35条 指定施設に係る公共施設等運営権者の役員等若しくは指定施設の運営等の業務に従事している者又はこれらの者であった者は、指定施設の運営等に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は指定施設の運営等以外の目的に利用してはならない。

(公共施設等運営権の取消し等の場合における市の運営)

第36条 指定施設において、民間資金法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき又は第29条第2項の規定による提案書等の提出がなかったとき若しくは同条第3項の規定による審査の結果、指定施設に係る選定事業者となるべき適当な法人がいなかったときは、管理者が必要があると認める間、自ら指定施設の運営等を行うことができる。

2 前項の規定により管理者が運営等を行うこととした指定施設において、公共施設等運営権者が利用料金を徴収していた場合においては、当該徴収していた利用料金の額を使用料として徴収する。

## 第7章 雑則

(改善命令)

第37条 (略)

(手数料)

第38条 (略)

(使用料等の減免)

第39条 (略)

(委任)

第40条 (略)

## 第7章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(7) (略)

(8) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(9)・(10) (略)

(11) 第26条の2の規定による命令に違反した者

(12) 第6条の規定による確認に係る申請書、第21条若しくは第23条の規定による許可に係る申請書、第3条、第9条、第10条若しくは第11条の3第1項の規定による届出書、第17条第1項の規定による申告書又は第20条の規定による資料に不実の記載をして提出した者

第31条 (略)

第32条 (略)

別表(第14条関係)

(表略)

## 第8章 罰則

(罰則)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(7) (略)

(8) 第20条(第31条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(9)・(10) (略)

(11) 第37条の規定による命令に違反した者

(12) 第6条の規定による確認に係る申請書、第21条若しくは第23条の規定による許可に係る申請書、第3条、第9条、第10条若しくは第11条の3第1項の規定による届出書、第17条第1項の規定による申告書又は第20条(第31条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による資料に不実の記載をして提出した者

第42条 (略)

第43条 (略)

別表(第14条・第31条関係)

(表略)

備考 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における基本使用料については、当該使用日数により日割りで算定する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。



附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第 4 項から第 8 項までの規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

( 準備行為 )

2 第 2 条の規定による改正後の浜松市下水道条例(以下「新条例」という。)第 2 8 条及び第 2 9 条の規定による選定の手続その他の行為並びに新条例第 2 7 条第 1 項の規定による公共施設等運営権の設定その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

( 経過措置 )

3 新条例第 1 4 条及び第 3 1 条の規定は、施行日以後に排除する污水に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前に排除した污水に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き排除する污水に係る使用料及び利用料金については、各日の污水の排出量を均等とみなし、日割りで算定する。

( 浜松市情報公開条例の一部改正 )

4 浜松市情報公開条例(平成 1 3 年浜松市条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
( 指定管理者の情報公開 ) 第 2 3 条の 2 ( 略 )	( 指定管理者の情報公開 ) 第 2 3 条の 2 ( 略 )  ( 公共施設等運営権者の情報公開 ) 第 2 3 条の 3 公共施設等運営権者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 1 7 号)第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。)は、その保有する文書であって自己が運営等(同法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。)を行う同条第 1 項に規定する公共施設等に関するものの公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。  2 実施機関は、公共施設等運営権者に対し、

<p>(公文書の管理)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>前項の必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。</p> <p>3 第1項の文書の範囲その他文書の公開に<u>関し必要な事項は、実施機関が定める。</u></p> <p>(公文書の管理)</p> <p>第24条 (略)</p>
---------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市個人情報保護条例の一部改正)

5 浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者に対する措置等)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(指定管理者に対する措置等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>(公共施設等運営権者に対する措置等)</u></p> <p>第10条の2 <u>実施機関は、公共施設等運営権者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。)</u>に公共施設等(同法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。)の運営等(同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)を行わせるに当たっては、<u>個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>公共施設等運営権者は、公共施設等の運営等の業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人</u></p>

<p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項及び第11条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</u></p> <p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項、<u>第10条の2第2項若しくは第11条第2項</u>の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 浜松市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年浜松市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条中浜松市個人情報保護条例第51条の改正を次のように改める。

<p>第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項、第10条の2第2項若しくは第11条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項、第10条の2第2項若しくは第11条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

7 浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成20年浜松市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

( 指定管理者となることができない法人等 )

第 3 条 本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人 ( 以下「役員等」という。 ) となっている法人その他の団体 ( 主として本市の指定管理者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。 ) は、指定管理者となることができない。

2 本市の市長、副市長、委員会の委員 ( 教育委員会にあっては、教育長及び委員 ) 若しくは委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体 ( 主として本市の指定管理者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるもの)に限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。 ) は、指定管理者となることができない。

( 指定管理者となることができない法人等 )

第 3 条 本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人 ( 以下「役員等」という。 ) となっている法人その他の団体 ( 主として本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者 ( 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ( 平成 1 1 年法律第 1 1 7 号 ) 第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。 ) の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるもの)に限る。 ) は、指定管理者となることができない。

2 本市の市長、副市長、委員会の委員 ( 教育委員会にあっては、教育長及び委員 ) 若しくは委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体 ( 主として本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるもの)に限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。 ) は、指定管理者となることができない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

( 浜松市職員退職手当支給条例の一部改正 )

8 浜松市職員退職手当支給条例 ( 昭和 3 8 年浜松市条例第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
( 勤続期間の計算 )	( 勤続期間の計算 )
第 9 条 ( 略 )	第 9 条 ( 略 )
2 ~ 4 ( 略 )	2 ~ 4 ( 略 )

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（常時勤務に服することを要しない者及び臨時的任用職員を除く。以下これらを「職員以外の地方公務員等」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下この項において同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（常時勤務に服することを要しない者及び臨時的任用職員を除く。以下これらを「職員以外の地方公務員等」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下この項において同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き

続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を

続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいい、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号に規定する公共施設等運営権者を含む。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当

受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(あらし)

この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場の運営等を行う民間事業者の

選定の手続その他運営等に関し必要な事項について定めるほか、所要の整備を行うものです。